

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・京都地方税機構との事務共同化にあたり、専用の機材とネットワークを利用するほか、各種事務手続きを整理することで、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。
・地方税の徴収に関する事務では、収納代行業務を指定金融機関へ委託しているため、選定の際に指定金融機関の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

京都府木津川市長

公表日

令和4年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課及び調定に関する事務
②事務の概要	<p>木津川市は、地方税法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①個人市民税・府民税の賦課及び調定に関する事務 ②所得証明等に関する事務 ③その他市民税・府民税に関する事務</p> <p>④固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税の賦課及び調定に関する事務 ⑤各種証明等に関する事務 ⑥その他固定資産税に関する事務</p> <p>⑦軽自動車税の賦課及び調定(減免を含む)に関する事務 ⑧原付等の登録(標識の交付)、廃車等(証明書の発行・照会等を含む)に関する事務 ⑨その他軽自動車税に関する事務</p> <p>⑩法人市民税の賦課及び調定に関する事務 ⑪各種証明書等の発行に関する事務 ⑫その他法人市民税に関する事務</p> <p>⑬法人市民税、個人市民税・府民税、定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収に関する事務 ⑭納税証明書等発行に関する事務</p>
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、共同利用型法人市町村民税システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民記録情報ファイル 取滞納管理情報ファイル 宛名・住民登録外情報ファイル 個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、各税の情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項及び121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3及び第59条の4</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木津川市 総務部 総務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木津川市 総務部 税務課 〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1203

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 27の項 【提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 27の項 【提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事前	
平成28年12月1日	I-5-② 所属長	税務課長 松尾 功	税務課長	事後	
平成29年1月1日	I-1-③ システムの名称	個人住民税システム(市町村基幹業務支援システム)、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、番号連携サーバー、中間サーバー	個人住民税システム(市町村基幹業務支援システム)、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、番号連携サーバー、中間サーバー	事前	
平成30年2月1日	表紙 評価書名	個人住民税の賦課及び調定に関する事務 基礎項目評価書	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成30年2月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	木津川市は、個人住民税の賦課及び調定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報保護ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	木津川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	表紙 特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・京都地方税機構との事務共同化にあたり、専用の機材とネットワークを利用するほか、各種事務手続きを整理することで、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。 ・地方税の徴収に関する事務では、収納代行業務を指定金融機関へ委託しているため、選定の際に指定金融機関の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 	事後	
平成30年2月1日	I-1-① 事務の名称	個人住民税の賦課及び調定に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I-1-② 事務の概要	<p>木津川市は、地方税法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報に次の事務で取り扱う。</p> <p>①個人市民税・府民税の賦課及び調定に関する事務 ②所得証明等に関する事務 ③その他市民税・府民税に関する事務</p>	<p>木津川市は、地方税法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、特定個人情報に次の事務で取り扱う。</p> <p>①個人市民税・府民税の賦課及び調定に関する事務 ②所得証明等に関する事務 ③その他市民税・府民税に関する事務 ④固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税の賦課及び調定に関する事務 ⑤各種証明等に関する事務 ⑥その他固定資産税に関する事務 ⑦軽自動車税の賦課及び調定(減免を含む)に関する事務 ⑧原付等の登録(標識の交付)、廃車等(証明書の発行・照会等を含む)に関する事務 ⑨その他軽自動車税に関する事務 ⑩法人市民税の賦課及び調定に関する事務 ⑪各種証明書等の発行に関する事務 ⑫その他法人市民税に関する事務 ⑬法人市民税、個人市民税・府民税、定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収に関する事務 ⑭納税証明書等発行に関する事務</p>	事後	
平成30年2月1日	I-1-③ システムの名称	<p>個人住民税システム(市町村基幹業務支援システム)、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、番号連携サーバー、中間サーバー</p>	<p>市町村基幹業務支援システム、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、共同利用型法人市町村民税システム、番号連携サーバー、中間サーバー</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	住民記録情報ファイル 収滞納管理情報ファイル 宛名・住民登録外情報ファイル 個人住民税情報ファイル	住民記録情報ファイル 収滞納管理情報ファイル 宛名・住民登録外情報ファイル 個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、各税の情報ファイル	事後	
平成30年2月1日	I-1-③ システムの名称	個人住民税システム(市町村基幹業務支援システム)、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、番号連携サーバー、中間サーバー	市町村基幹業務支援システム、申告支援システム、京都地方税機構ネットワーク、国税連携システム、地方税ポータルシステム、共同利用型法人市町村民税システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
平成30年2月1日	I-2 特定個人情報ファイル	住民記録情報ファイル 収滞納管理情報ファイル 宛名・住民登録外情報ファイル 個人住民税情報ファイル	住民記録情報ファイル 収滞納管理情報ファイル 宛名・住民登録外情報ファイル 個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、各税の情報ファイル	事後	
平成30年2月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の16項	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報照会の根拠】 27の項</p> <p>【提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月3日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3</p>	事後	
令和2年2月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月25日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年2月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和元年12月25日 時点	事後	5年経過前の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条</p> <p>【提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項及び121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3及び第59条の4</p>	事後	